

認定こども園移行の手続きの目安（令和7年4月移行の場合）

R6. 3月

1. 事前相談（市⇄事業者）

〔主な確認事項〕

- ・施設形態(幼稚園型・幼保連携型)
- ・定員設定
- ・平面計画
- ・スケジュール

R6. 8月

2. 認定こども園設置計画書の提出（事業者⇒市）

〔主な提出書類〕

- ・設置計画概要書
- ・各種図面(位置図, 配置図, 平面図, 立面図等)
- ・法的制限等の事前協議書(都市計画法, 建築基準法等)
- ・各種計画(保育計画, 職員計画等)

R6. 9月上旬

3. 庁内選定委員会・整備審査委員会（市）

- ・「宇都宮市児童福祉施設整備・運営事業者選定要領」第4条第2項の規定により, 1次審査のみ(面接審査なし)

R6. 9月下旬

4. 子ども・子育て会議（市）

- ・特定教育・保育施設の利用定員を定めるものであることから, 子ども・子育て支援法第31条第2項(及び宇都宮市子ども・子育て会議条例第2条)の規定に基づき, 付議を要す。

R6. 10月～

5. 在園児への周知等

〔主な周知・依頼事項〕

- ・移行スケジュール
- ・運営規程, 重要事項説明等
- ・支給認定申請の提出(在園児→園)

6. 都市計画法に基づく開発等許可申請（今回非該当）7. 整備・改修等工事（今回非該当）

- ・建物用途が学校から認定こども園となるため, 既存施設の状況等により, 改修工事(排煙窓・防炎垂れ壁の設置など)が必要になる場合あり。

8. 入所案内への掲出

R7. 3月

9-1. 設置認可・認定等申請（事業者⇒市（県））

- ・幼稚園型の場合は, 認定こども園法第4条第1項の規定に基づく認定申請を市(子ども政策課)に行う。
- ・幼保連携型の場合は, 同法第17条第1項に基づく認可申請を市(子ども政策課)に行い, 併せて幼稚園の廃止届出を栃木県に行う。

9-2. 特定教育・保育施設の確認申請（事業者⇒市）

R7. 4月

10. 認定こども園の認可（認定・開所）